

重 点 要 望 事 項

● 最重要事項 (4項目)

1 防災・減災に向けた取組

- ① 高度経済成長に伴い急速に整備されてきた道路・橋梁・上下水道・港湾係留施設・排水機場・ため池・井堰をはじめとする社会インフラが、今後、大量に更新時期を迎える。国においては公明党として、「防災・減災体制再構築推進基本法案」を提言した。これまでも県では、アセットマネジメント手法によるライフサイクルコストの低減等、計画的・効率的な維持管理を図ってきたところであるが、こうした施設等の更新は防災・減災力を向上させるのみならず地域経済の活性化にも寄与することから、津波防災インフラ5カ年計画（仮称）や長寿命化計画などを着実に推進することはもとより、可能な限り短期集中的に整備を図ること。
- ② 新しい地域防災計画の作成にあたっては、津波対策をはじめとする広域的な役割を県が担うなど市町との責任・役割を明確にすること。特に、市町と連携して要援護者支援の取組を強化するとともに、帰宅困難者に対する一時避難所の確保や津波避難場所としての高速道路、駅舎などの活用を含む災害発生時における市町を跨る避難対応について協議を進めること。また、公立学校施設などの避難所をはじめとする建築物の耐震化や津波対策等の防災機能強化を速やかに図ること。

2 いじめ対策・子育て支援に向けた取組

- ① いじめの苦しさから抜け出そうと自ら命を絶つ子どもが後を絶たない現状を踏まえ、学校が子どもにとってより安全な場所にする必要がある。そこで、学校におけるいじめの早期発見と実態の把握を強化し、児童・生徒・保護者のための第三者機関による相談・通報窓口の強化充実等を図るとともに、学校内外の総力を結集したプロジェクトチーム等による取り組みを進めるなど、いじめ問題への対策及び支援に総合的に推進すること。

なお、重大ないじめ事案が発生した場合には、第三者委員会を設置して、いじめの実態や未然に防止できなかった要因等の調査を行い、結果を速やかに公表すること。

- ② 平成19年度から設置が始まった認定こども園について、都市部の待機児童解消や郡部における子どもの育ちに必要な集団の場の提供は未だ不十分な状況にある。そこで、更に設置を促進するため、施設整備支援の拡充や移行促進のためのインセンティブの付与、市町が柔軟に対応できる制度設計、人員配置や設備・運営基準に係る地方裁量の拡大とこれらに伴う財源確保等を国に求めること。

3 子ども・高齢者医療の充実に向けた取組

- ① 乳幼児医療費助成事業をはじめとする子どもの医療費助成について、通院の支給対象年齢を義務教育終了時まで拡大すること。
- ② 高齢者肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を県で進めるとともに、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン並びに子宮頸がんワクチンの定期接種化を国に求めること。

4 再生医療の実用化に向けた取組

- ① 再生医療への応用が期待される i P S 細胞（人工多能性幹細胞）の研究を促進するため、「さい帯血バンク」に保存されているさい帯血やデータが i P S 細胞の作製に活用可能となるよう環境の整備を国に強く働きかけること。
- ② 「関西イノベーション国際戦略総合特区」の取り組みを産学官一体で推進するとともに、特区における税制や規制の特例措置等について、国の更なる支援を働きかけること。

● 重要事項 （5項目）

1 エネルギー対策

- ① 兵庫県内の電力需給状況を把握し、官民共同で広域的・総合的なエネルギー戦略を策定すること。
- ② 原子力発電から再生可能エネルギーへの転換を目指し、再生可能エネルギー導入に資する技術開発等を県内企業や県民と一体となって取り組むとともに、関連企業の集積を進め、再生可能エネルギー分野への投資拡大を促進すること。

2 中小企業支援

- ① 平成26年度からの消費税増税に伴い影響を受ける中小企業に対して、融資等の支援策や下請け企業が消費税相当を価格転嫁できるような体制を講じること。
- ② 中小企業金融円滑法の最終延長を踏まえた県内金融機関等との連携による中小企業の再生支援体制を強化すること。

3 通学路対策

通学路の安全確保を図るため、学校・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して実施した一斉点検の結果を踏まえ、通学路における歩道・自転車専用道の早期整備など具体的な安全対策を講じること。

4 認知症対策

高齢者等の認知症対策については、医療や介護、福祉等による連携を強化し、早期発見、相談、診療体制の整備拡充に努めること。

5 医師確保対策

へき地勤務医師の養成枠の拡充を進めるとともに、地域医師県採用制度の充実強化を図り、へき地における公立病院等の医師確保について支援を行うほか、へき地等不採算医療に対する財政支援の拡充を図ること。

● その他の事項 (7項目)

1 東日本大震災からの未来を拓く兵庫の先導的役割

(1) 東日本大震災への更なる支援

被災者の心のケアや健康対策など現地ニーズに応じた人材支援、県内避難者の実態を踏まえた就労や就学支援を継続すること。

(2) 東日本大震災を教訓とした兵庫の新たな取組

- ① 南海トラフ巨大地震や山崎断層などに起因する内陸直下型地震発生時など、災害・事故時の関係機関の連携及び初動体制の一層の強化を図るとともに、近隣府県を含めた広域的かつ総合的な危機管理・防災態勢の整備、充実に取り組むこと。
- ② 学校教育において、実践的な防災教育の充実を図ること。
- ③ 大規模災害時における市町へのバックアップ機能を高めるため、被災者支援システムの導入及び県内構築を推進すること。
- ④ 首都圏大規模災害に備えた関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ強く働きかけること。

2 財政健全化に向けた着実な県政運営の推進

(1) 行革推進方策の着実な実行

- ① 地方の自由度を高める地方税財源の移譲・充実を求めるとともに、県・市町の地方交付税が減額されないよう国へ強く働きかけること。
- ② 県が担うべき業務を抜本的に検証し、県と市町の役割を明確にするほか、不要不急な事業の削減や業務の効率化により、第2次行革プランを着実に進めること。
- ③ 未利用地を含めた県有財産の利活用について、土地の売却や事業予定地の暫定活用及び民間貸付など一層の推進を図ること。

- ④ 指定管理者制度を検証するとともに、民間の有する技術力や専門性の活用を更に推進すること。
- ⑤ 現在の包括外部監査よりも独立性を高めた外部監査制度の導入により、監査機能を強化すること。
- ⑥ 県の財務状況が分かりやすく理解できる「基準モデル」による財務諸表にするなど、公会計システムの改革を進めること。
- ⑦ 債権管理の適正化を図るための体制を整えるとともに、統一的な方針マニュアルを策定し、回収計画や債権管理状況を速やかに公表すること。

(2) 組織、公的施設等の見直し

- ① 教育事務所については、実務を実際に担っている市町教育委員会への移譲等により、廃止の方向で検討すること。
- ② 県立大学の地方独立行政法人化移行においては、大学の個性・特色を発揮し、地域や学生にとって魅力ある大学となるよう進めること。
- ③ 行財政構造改革の取組が不十分な外郭団体に対して徹底した取組をさせること。

(3) 市町との役割分担・連携推進

- ① 重度障がい者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。
- ② 市町村国民健康保険について、国庫負担制度の創設などにより、低所得者等の負担の増加を引き起こすことなく、安定的運営に向けた基盤強化が図られるよう国に求めること。
- ③ 福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう国に求めること。
- ④ 県と市町の事務事業の役割分担を整理するとともに、県が事務事業を委譲や廃止する場合は、その権限と財源を合わせて市町へ委譲すること。
- ⑤ 総合治水条例の推進にあたっては、市町に対する財政支援の拡充を検討すること。
- ⑥ 市町から要望がある流域下水道整備について着実に推進すること。

3 安心して暮らせる医療・福祉の充実

(1) 安心の医療

(医師確保対策等の推進)

- ① 「地域医療活性化センター」においては、医療人材の養成及びキャリア形成の支援に努め、ベテラン医師の地方への派遣やICTを活用した医療支援等を行

- うなど、医師の診療科偏在の解消及び医師確保等に取り組むこと。
- ② 後期研修医養成コースの設置や地域医療支援医師の研修等を図ることにより、地域及び診療科の偏在対策を進めること。
 - ③ 女性医師の一層の活用を図るため、多様な勤務形態の提供をはじめ、再就業研修や病院内保育所運営費補助等により、女性医師が再就業し、働きやすい環境づくりに取り組むこと。
 - ④ 医師不足等により統合・再編を余儀なくされた病院に資するための地域医療再生交付金を維持するよう、国に強く働きかけること。
 - ⑤ 「かかりつけ医」制度を推進強化すること。
 - ⑥ 誰もが安心してどの地域でも子どもを生むことができるよう、産婦人科医の確保と助産師の養成及び資質向上を進め、地域医療機関へ配置すること。
 - ⑦ 助産師分娩科、院内助産所の設置及び産科救急病院との連携によるバースセンター設置を推進することにより、産婦人科医の負担軽減と充実した妊産婦ケアの実現を図ること。
 - ⑧ ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。
 - ⑨ 看護師を安定的に確保するため、修学資金制度の拡充や就業環境の改善等、一層の充実に努めること。

(救急医療対策の推進)

- ① 夜間及び休日の救急医療を確保するため、地域医療支援病院等の体制確立と県下全域への導入を促進するとともに、二次救急医療体制における病院群輪番制の充実強化と三次救急医療体制の早期確立、オープンシステムの導入支援方を講じること。
- ② 救命救急医療について、隣接府県との相互支援体制の充実に取り組むこと。
- ③ 播磨地域へのドクターヘリ配備にあたっては、3病院（県立加古川医療センター、製鉄記念広畑病院、県立循環器病センター）の連携体制の早期確立に努めること。
- ④ 救命率の向上を図るため、救急救命センターにドクターカーを配置し、運営費補助等を行うこと。
- ⑤ 病院勤務医の負担軽減のため、一般診療科での救急医療電話相談事業の実施やコンビニ受診の自粛を啓発し、適切な受診行動に努めるよう周知すること。
- ⑥ 小児救急医療電話相談（#8000）の確実な通話確保策を講じること。
- ⑦ 小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、小児集中治療室（PICU）における専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

- ⑧ 県立こども病院の移転整備に当たっては、県民からの幅広い意見を踏まえ、特に防災対策について、関係部局、機関と連携し、万全の対策を図ること。

(疾病対策の推進)

- ① 子宮頸がん及び乳がん検診の無料化を継続するよう国に求めるとともに、市町への取組支援と併せ、事業所や関係機関と連携し、更なる普及啓発を図り、検診受診率の向上に努めること。
- ② がん対策として、緩和ケアを充実するとともに、放射線治療等がん専門医の養成・確保、チーム医療による総合的ながん治療体制の確保を推進すること。
- ③ 新型インフルエンザ等の感染症の発生・まん延に対する危機管理体制の整備に取り組むとともに、病床確保等医療体制の整備を行うこと。
- ④ 難病患者への医療費支援など難病対策の充実に取り組むこと。
- ⑤ 県内透析医療の質的向上と離島・中山間地等地域間格差・施設間格差の解消に取り組むなど腎臓病患者への支援を充実すること。
- ⑥ かかりつけ医等のネットワーク化によるアレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実、食物アレルギーの原因物質を表示する制度の更なる普及促進など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。
- ⑦ 性感染症予防の教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。
- ⑧ 生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する財政的支援を国へ要望するとともに、県としての支援策を検討すること。
- ⑨ 脳脊髄液減少症に有効なブラッドパッチ治療については先進医療に限らず幅広く保険適用が可能となるよう引き続き国に求めるとともに、本病について広く県民に周知すること。

(2) 安心の福祉

(人権の尊重)

人権啓発活動を更に推進するとともに、市町が行う人権啓発活動に対する支援を充実させること。

(福祉人材確保の推進)

介護職員処遇改善交付金事業の継続拡充等により、質の高い人材を安定的に確保するための対策を引き続き講じるよう、国に働きかけること。

(高齢者福祉の向上)

- ① 高齢者医療制度について、老人医療費助成事業の対象拡大を図るとともに、医療・年金・介護のバランスを含めたトータルの負担のあり方を十分検討するよう、

国に働きかけを行うこと。

- ② 入所待機者の解消を図るため、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設等の高齢者福祉施設の整備・拡充を図ること。
- ③ 市町地域包括支援センターの運営支援など、地域における包括的な支援体制を強化するとともに、医療と介護の連携体制を充実すること。
- ④ 最長180日に制限されているリハビリテーションの期間について、実態を踏まえた見直しを国に働きかけること。
- ⑤ 高齢者虐待対策として、一時保護施設の増設、リハビリ入所施設、ケア付きグループホームの設置を推進するとともに、関係機関のネットワークシステムの構築により、被害の早期発見、通報及び相談体制の強化を図り、被害者の保護、救済、リハビリ及びこころのケア体制の確立を図ること。
- ⑥ 自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進すること。

(障がい者福祉の向上)

- ① 市町、サービス事業所等と協力し、障がい者の特性に応じた福祉サービスの充実に努め、障がい者の自立と社会参加を進めるための支援策を講じること。
- ② 視覚・聴覚等重複障がい者に対する聴覚障がい通訳、盲ろう通訳の人材確保など、コミュニケーションの確保、社会参加と自立に向けた支援を強化すること。
- ③ 聴覚障がい者対策として、県民局単位で県立聴覚障害者情報センターの支所の設置を推進すること。また、併せて中・軽度難聴児支援対策を講じること。
- ④ 10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。
- ⑤ 特例子会社の設置促進、「障害者しごと体験事業」の機会の拡大及び企業支援の強化に努めること。更に、企業における障がい者の雇用を促進するため、兵庫労働局など関係機関と連携し、総合的な支援策を講じること。
- ⑥ 無年金外国籍障がい者に対する福祉給付金支給制度を一層拡充し、年金受給者との格差解消を図るとともに、国に対し、引き続き救済措置の実施を求めること。
- ⑦ 県立こども発達支援センターを中心に、各関係機関や市町と連携し、発達障がい児(者)の早期発見、相談、診断、療育指導、支援等の充実に取り組むこと。
- ⑧ 精神障がい者及び家族に対する相談体制を拡充すること。
- ⑨ 重度障害者医療費助成事業に係る償還払いを改めること。
- ⑩ 重症心身障がい者(児)世帯へのレスパイト対策を進めること。

(子育て支援の推進)

- ① 妊婦健康診査費の国庫補助の継続を国に求めるとともに、引き続き市町とも

に取り組むこと。

- ② 育児休業の取得を社員に奨励し、子育てと仕事の両立支援に取り組む企業に対して助成等を行い、育児休業の普及促進を図るとともに、事業所内託児施設の設置運営に対する補助を拡大すること。
- ③ 女性の結婚、出産による退職後の再就職率が非常に低い本県の現状を踏まえ、再就職、職場復帰、継続雇用がし易い職場環境づくりに取り組むこと。
- ④ 学校、行政、地域が一体となって、子どもの居場所づくりを進める「放課後子どもプラン」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図ること。
- ⑤ 現行の保育施策の補完的役割を担う「育児ファミリーサポートセンター」の拡充を図ること。
- ⑥ 妊娠・胎児期、新生児期、乳幼児期における良好な母子関係を構築するため、医療・保健・福祉等の周産期におけるケアを充実すること。
- ⑦ 児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町や児童家庭支援センターなど関係機関とのネットワークを一層強化し、相談・指導・一時保護体制等の更なる充実を図ること。
- ⑧ 乳幼児・児童虐待の加害者である保護者等に対し、専門的な指導の強化に努めること。
- ⑨ 里親制度を推進するため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。
- ⑩ 通常出産に比べ育児ストレスや短期的かつ一時的に経済的負担が重い多胎児出産後の子育て支援として、NPO等の活用も図りながら、きめ細かな保育相談体制を整備すること。

(女性のくらしの向上)

- ① 女性に対するDV対策基本計画の実効ある取り組み、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。
- ② DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体の活動に対する財政支援を講じること。
- ③ 女性の再就業や起業等を支援する各種制度の充実に取り組むこと。

(こころのケア施策の推進)

- ① 「こころのケアセンター」の設置目的を明確にし、実効性ある組織にするとともに、生命の尊厳と生きる意欲を高める施策を推進すること。
- ② 引きこもり、コミュニケーション障がいなど社会適応障がい者に対応するため、

専門家チームをつくり、訪問相談、カウンセリング、治療、リハビリの各ケア体制の整備を積極的に推進すること。

- ③ 園芸療法・音楽療法・動物療法などの普及を促進すること。
- ④ こころの健康保持対策を進めるとともに、カウンセリングの充実や遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進すること。
- ⑤ 認知行動療法の県内での推進に努めるとともに、うつ病等に対する早期発見から治療、社会復帰までの支援体制を充実すること。

4 経済活性化による活力のある兵庫づくり

(1) 戦略的経済対策の推進

- ① 国際競争の中で勝ち残れる高生産性（高付加価値化）新産業、高度サービス産業の育成・高度化と集積を推進するとともに、県内産業の技術力を活かした国際競争力のある産業構造に転換すること。
- ② 生産性、雇用吸収力の高い成長産業として、医療、介護、福祉などの内需型産業を規制緩和などにより育成すること。
- ③ スーパーコンピュータ「京」について、地域経済の活性化につながる施策を推進すること。
- ④ 国内外からの観光客の誘客促進と受入環境の充実、ツーリズム人材の育成・確保を行うとともに、来訪者、リピーターの倍増をめざしたツーリズムの総合的な振興を図ること。
- ⑤ 海外の友好・姉妹州省との周年行事等を活用し、交流人口の拡大を図ること。
- ⑥ 県内観光客の増加対策として、瀬戸内海沿岸各県等と連携し、岡山空港や鳥取空港を活用したルート開拓、瀬戸内海地域振興策を推進すること。
- ⑦ 農業経営の法人化等を進め、NPOや企業の参入支援策など多様な担い手の育成を図りながら、農業・農村の6次産業化など、産業としての農業を再構築すること。
- ⑧ 経営統合された関西国際空港と大阪国際空港の最大活用により、観光施策をはじめ、関西経済の活性化に積極的に取り組むとともに、神戸空港を含めた三空港一体運用の実現を目指すこと。
- ⑨ 神戸空港における運行時間延長、発着枠の拡大など運用規制の緩和実現に向けて、国や近隣自治体との合意形成に向けた働きかけを積極的に行うこと。
- ⑩ コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設の実現に取り組むこと。
- ⑪ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援、規制や税制に係る特例措置の実現等

を国へ強く求めるとともに、モーダルシフトの推進に配慮しつつ、利用料の大幅引き下げ、内航フィーダー網の充実強化等により国際競争力を強化すること。

- ⑫ 戦略的な企業誘致活動により、これまで以上に積極的に本県への企業誘致策を図るとともに、企業庁産業用地等の分譲を推進すること。

(2) 中小企業等への支援

- ① 中小企業に対する貸し渋り等が生じないように、信用保証協会、金融機関に強力に働きかけるとともに、制度融資や信用保証において新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めること。
- ② 過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。
- ③ 空洞化が進む商店街やまちの再生を図るため、ニーズに即した施策の展開を図ること。
- ④ ひょうご産業活性化センターと商工会議所・商工会等の経済団体との役割を見直した上で、小規模事業者対策予算を拡充し、施策の充実を図ること。
- ⑤ 融資が円滑に実行されるよう小規模企業向け責任共有制度対象融資における全部保証のための支援及び経営改善貸付に対する利子補給制度の創設を図ること。
- ⑥ 県下中小企業の受注機会の確保のために、公共工事の分離・分割発注等をさらに促進すること。

(3) 雇用対策の推進

- ① 緊急雇用就業機会創出事業及びふるさと雇用再生事業については、持続的・安定的な雇用につなげるよう造成した基金を有効に活用するとともに、平成25年度以降も事業が継続できるよう国に積極的に働きかけを行うこと。
- ② 県内企業に対し、引き続き新卒の要件緩和を働きかけるなど、新規学卒者未就職対策を推進するとともに、新卒要件を卒業後3年間まで緩和するよう企業に働きかけること。
- ③ ニートやフリーターの就職支援対策として、ワンストップの「情報提供」や「キャリアカウンセリング」、「デュアルシステム」等の充実強化を図り、若年者の失業率半減を実現すること。
- ④ 高校生に対する「トライやる・ワーク」、「インターンシップ」等の拡充を図り、ミスマッチ解消に努めること。
- ⑤ 高齢者が有する技術や経営・販売ノウハウを活かした起業や再雇用に対する支援策を促進すること。

5 安全で快適なまちづくり

(1) 防災・減災社会の実現

- ① 総合治水条例に基づく地域総合治水推進計画の策定、河川整備や地域対策を確実に進め、優先度の高い事業については、早急に具現化に努めること。
- ② ゲリラ豪雨による都市河川での急激な水位上昇を緩和させるため、周辺住宅地での雨水貯留・浸透施設の整備など、市町と連携した浸水被害対策を促進すること。
- ③ 市町が行う消防救急無線デジタル化への財政支援を国へ強く働きかけること。
- ④ 各種媒体を活用した住宅再建共済制度の広報及び加入促進員の増員等による効果的な取組を一層促進すること。
- ⑤ 被災者生活再建支援制度の要件を緩和するとともに、都道府県の拠出に対する財政支援など、更なる制度の見直しを国へ求めること。

(2) 安全・安心なくらしの実現

- ① 食品の検査体制の強化とともに、トレーサビリティシステムの導入促進等により「ひょうご食品認証制度」の拡大を図るなど、食品の安全安心確保対策を推進すること。
- ② 市町における消費生活相談員の養成や資質向上を促進するとともに、県生活科学総合センターの機能を強化するなど消費者行政の活性化を図ること。
- ③ 認知症高齢者や障がい者等が財産管理や契約を適切に行えるよう、「成年後見制度」の普及啓発、支援策の充実を図ること。
- ④ 人口減少・高齢化に伴って発生する小規模集落や限界集落の問題解決のため、公共交通のあり方、商業施設や医療施設のあり方など、マクロ的な視点でまちづくりを検討すること。
- ⑤ 県営住宅について、バリアフリー化等を図りつつ、適正な維持管理を行うこと。また、県営住宅の政策空家等を極力減らし、県民への住宅提供の一層の改善を図ること。
- ⑥ 県営住宅の家賃と共益費との県一括徴収及び第三者による共用部分の保守点検管理を実施すること。
- ⑦ 借上県営住宅について、長期の時間経過に伴う住民の事情に即した一部住宅の買取等、柔軟な対応策を検討すること。
- ⑧ 新たな住宅政策として、高齢者が所有する住宅の子育て世代等への賃貸の取組を支援するなど、住み替え施策を促進すること。
- ⑨ 高齢化率の高い県営住宅等において、L S Aによる24時間見守り配置の充実及び小規模多機能施設の設置などを積極的に推進すること。

- ⑩ 防犯カメラ設置に係る補助上限額の引き上げと事業の促進を図るとともに、県民のプライバシーの保護の観点に留意すること。

(3) 安全で快適な交通の実現

- ① 県全体の発展基盤となる「高速道六基幹軸」を構成する基幹道路の推進と補完するアクセス道路網の整備を推進すること。
 - ② 幅広く段差のない歩道の整備や橋梁の歩道整備、駅舎など公共交通施設へのエレベーターの設置等によるバリアフリーのまちづくりを進めること。
 - ③ 歩行者や自転車に配慮した生活道路網の整備を推進すること。
 - ④ 鉄道やバスなど地域公共交通の維持、再生と活性化を図るため、運賃低減化や不採算バス路線への公的支援強化、コミュニティバスの普及促進を行うこと。
 - ⑤ 渋滞交差点解消プログラムを推進するとともに、ボトルネック踏切等による交通渋滞の解消を図ること。
 - ⑥ 阪神高速や本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金割引体系の統一を図ること。
 - ⑦ 明石淡路フェリーの廃止決定を受け、125cc以下の自動二輪車の通行手段確保や明石海峡大橋下部通路の有効利用検討等、県としても積極的に支援すること。

(4) 防犯対策・犯罪対策等の強化

(警察体制の整備)

- ① 警察官の職務倫理の向上を図るとともに、警察官一人ひとりの資質・能力の向上及び退職警察官を積極的に採用するなど優秀かつ多様な人材の確保に努めることにより、警察力を強化すること。
- ② 老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番等の建て替え、大規模改修を計画的に推進すること。

(刑法犯罪対策の強化)

- ① 暴力団排除条例を効果的に活用し、事務所の開設・運営の禁止など行政命令等を積極的に発令すること。
- ② 暴力団排除条例施行前に開設された事務所、住居について地元住民の排除運動を積極的に支援すること。
- ③ 不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、国際犯罪組織の実態解明を推進すること。
- ④ 警察官の現場配置を強化するとともに、悪質重大な犯罪対策等に警察力を重点配分すること。また、県民に不安を与える街頭犯罪・侵入犯罪等の抑止及び徹底検挙を図ること。

- ⑤ 「地域警察デジタル無線システム」運用を通し、初動対応を高度化すること。
- ⑥ 暴走族への対策を含め、凶悪・粗暴化する少年非行への対策を強化するとともに、覚醒剤や大麻、MDMA、シンナー等の薬物乱用防止対策を強化すること。特に、脱法ハーブへの対策を推進すること。
- ⑦ 児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、児童相談所等との連携を強化すること。
- ⑧ サイバー犯罪に的確に対応し、IT社会における県民の安心・安全を確保するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。
- ⑨ 「振り込め詐欺」をはじめとする「特殊詐欺」など、身近な知能犯罪から県民を守る対策、取締り等を強化すること。
- ⑩ 子どもを守る110番の家・店・車の充実とともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。
- ⑪ 冤罪事件を無くすため、「取り調べの可視化」へ向けての環境整備を進めること。
- ⑫ 少年犯罪防止に向け、学校、PTAと連携した補導活動を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

(交通安全対策の推進)

- ① 飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進すること。
- ② 高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層推進すること。また、意識障がいの可能性のあるドライバーへの運転免許証の交付・更新が慎重に対応されるよう対策を講じること。
- ③ ハンドル型電動車いすに係る事故防止に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者に配慮した交通安全対策を進めるとともに、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。
- ④ 安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を図ること。
- ⑤ 自転車の酒酔い運転や二人乗り、乗車中の携帯電話使用などの危険運転に対する取締りを強化すること。また、自転車と歩行者の交通事故防止のため、走行空間の分離や交通安全教育の更なる推進を図ること。
- ⑥ 信号機設置予算を拡充し、地域ニーズに的確に対応すること。
- ⑦ 近年増加している「脳脊髄液減少症」などの後遺症で悩む交通事故被害者に対し、医療機関の紹介など適切な支援を行うこと。

6 魅力ある農林水産業、環境にやさしい地域づくり

(1) 魅力ある農林水産業の再生

- ① 集落営農組織等への移行や意欲ある者の新規参入・農業の継続が円滑に進展するよう取り組むこと。
- ② 生産性の向上や、棚田などの農業の観光化等地域振興を進めることで、意欲ある担い手の育成を図ることにより、後継者等の就農を促進し、小規模農業地域の維持・保全に努めること。
- ③ 農業生産基盤整備事業について、今後増大する用排水施設の更新事業や農地の利用集積を促進するほ場整備推進のための事業費が確保できるよう、国へ強く働きかけること。
- ④ 農林水産業の高度化、高付加価値化を推進するため、農政版COEプログラムを創設すること。
- ⑤ 「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の拡大を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町に支援を図るなど県産農林水産物の県内消費を推進すること。
- ⑥ 新瀬戸内海再生法の早期整備の働きかけ、河川土砂等の海域への供給など豊かな漁場の再生に向けた総合的な取組を進めること。
- ⑦ 有害鳥獣対策及びヤマビル、ナルトビエイによる被害防止対策を充実すること。
- ⑧ ノリ養殖業の更なる振興とともに、兵庫海域における新たな水産資源養殖技術の開発に取り組むこと。

(2) 未来に向けた持続可能な社会の構築

- ① 建物の屋上、壁面を活用した緑化や道路の保水性舗装等を一層推進するとともに、屋上、壁面緑化への助成制度等について、要件をより緩和するなど利用しやすいものとする。
- ② 使用済み携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るための法整備を行うよう国に求めるとともに、県民の意識啓発のための広報、県民運動を推進すること。
- ③ 大規模集客施設等における太陽光発電システムの市民オーナー制やメガワットソーラー発電施設の企業オーナー制による整備を実施すること。
- ④ 学校などの公共施設等への太陽光発電システムの導入促進を図るとともに、住宅用の太陽光発電システムの設置支援策を一層推進すること。
- ⑤ メタンハイドレードをはじめとする化石燃料について、一層の調査を検討すること。

7 確かな教育改革の推進と文化・スポーツ振興

(1) 教育改革の推進

(通学区域見直しに対する留意)

- ① 新通学区域の円滑な導入に向け、地域の意見や実情を十分に考慮するとともに、選抜制度の工夫・改善を図ること。
- ② 新通学区域の導入に伴い、中学校での進路指導に混乱を来さないよう、教員や生徒、保護者に十分な説明を行うこと。
- ③ 新通学区域の導入に伴い、遠距離通学を余儀なくされる生徒が生じる恐れがあるため、定員枠の設定に当たっては、充分留意するとともに、遠距離通学者への財政支援を検討すること。
- ④ 学区の拡大に伴う環境整備として、地元高校への進学に配慮した中高一貫モデル校の拡大や学力レベルのみにとらわれない個性・特色ある教育環境を整えること。

(個性や能力を伸ばす教育の推進)

- ① 幼児教育の充実を図るとともに、無償化を国へ求めること。
- ② 少人数教育及び兵庫型教科担任制を着実に推進すること。
- ③ 語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化すること。
- ④ 部活動を維持するための指導者の育成・確保、サポート体制の確立とともに、財政支援を図ること。
- ⑤ 食生活の改善と健康増進をめざし、栄養教諭の積極的配置及び親子に対する食の正しい知識と文化を身につける食育を推進すること。
- ⑥ 私立学校教育に対する各種支援策の充実及び私立高等学校等生徒に対する就学支援を継続すること。

(子どもの見守り体制の強化)

- ① スクールカウンセラー、キャンパスカウンセラーの拡充及び効果的な活用など教育支援体制を強化すること。
- ② 中高生（思春期）の心の問題（精神疾患）に対応するため、教職員研修の充実と精神科医との連携体制を確立すること。
- ③ 高等学校において、発達障がいのある生徒に対するサポート体制を整備すること。

(子どもの安全対策の推進)

- ① すべての学校において安全管理体制の総点検や独自の防犯マニュアルを策定するとともに、スクールガードマンの配置を拡充すること。

- ② 高等学校等の公共施設の耐震改修を前倒しし、早期に100%を達成するとともに、天井や窓ガラス、壁等にも対象箇所を拡大すること。
- ③ 自転車通学者に対する自転車免許制度の推進により、安全教育を徹底すること。
- ④ 自転車通学を許可するに当たっては自転車保険への加入を徹底すること。

(特別支援教育の充実)

- ① 特別支援教育について、障がいの重度・重複化や多様化等に対応し、障がいのある個々の児童生徒のニーズに応じた教育の充実を図るほか、卒業後に備えた自立教育を推進すること。
- ② 特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。
- ③ 市町における特別支援学級においては、聴覚障がい者対応など特徴ある技術を有する教員の市町単位での育成・確保が困難であることから、県で支援態勢を講じること。
- ④ ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの有無等に関わらず共に学べる教育環境の整備を推進するとともに、特別支援学級での受け入れ体制を充実させること。
- ⑤ 過密状態になっている特別支援学校高等部の計画的整備を進めること。

(学習環境の改善)

冷暖房設備の整備及び洋式トイレへの改修を促進するとともに、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

(2) 文化芸術とスポーツの振興

- ① 演劇などの文化芸術鑑賞を通じて心豊かな人づくり教育を強力的に推進すること。
- ② 教育委員会ではなく、知事部局にスポーツ振興を担う常設の組織を設置するとともに、スポーツの裾野を拡大しつつ、一流のスポーツ選手育成のための仕組みづくりを行うこと。

(以上、計16項目)